

長岡市個人番号の利用等に関する条例の一部改正（案）の概要

1 個人番号を利用して処理する事務について

個人番号の利用について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された事務以外で用いてはならないこととされているが、同法第9条第2項において、市町村が条例で定める場合においては、その事務の処理について個人番号を利用することができることとされている。

本市においても、法で定める事務以外の事務で個人番号を用いて処理するものとして、長岡市個人番号の利用等に関する条例別表第1で定めているところである。

2 独自に個人番号を利用する事務の追加

(1) 事務の名称と追加する理由

(事務の名称)

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

(追加する理由)

児童扶養手当の対象となる者は、受給開始から5年（または支給要件に該当してから7年）経過すると、手当額が2分の1になるが、就業等の事由に該当する場合は、減額されない。就業をしていることの確認のため、保険証、雇用証明書、給料明細書のうちいずれか一つの提出求めているが、保険証を提出する方が多いため、保険証の添付を省略し、市民の負担を軽減することができる。

(事務の名称)

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づく経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等に必要な経費の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る事務であって告示で定めるもの

(追加する理由)

就学援助の交付の対象となる者は、経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者であり、確認のため求めていた所得課税証明書等の書類の添付を省略し、市民の負担を軽減することができる。

(別表第1)

	機関	事務
17	市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
18	市長	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づく経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等に必要な経費の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る事務であって告示で定めるもの

4 施行の時期

以上の条例の一部改正について、令和6年9月市議会定例会に提案し、令和7年6月1日から施行することとしたい。

長岡市個人情報保護法施行条例（案） のパブリックコメント

(説明)

- 1 新旧対照表形式で、左欄に改正案の条文、右欄に現行の条文を記載しています。
- 2 左欄の条文中で下線のある部分は、今回改正をする部分です。
- 3 【略】と記載してある部分は、今回改正しない条文です。
- 4 改正条例の施行日は、当条例の公布の日の予定です。

長岡市個人番号の利用等に関する条例（令和4年長岡市条例第48号）新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
	機関	事務		機関	事務
1 ～ 1 6	【略】		1 ～ 1 6	【略】	
1 7	市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの		【追加】	
1 8		学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づく経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等に必要な経費の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る事務であって告示で定めるもの		【追加】	